

平成14年12月 検定試験

[No.50] 「道路運送車両の保安基準」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」に照らし、番号灯の点検を行った場合の判断として、**不適切なものは**次のうちどれか。

- (1) 車幅灯を点灯させたときに番号灯が点灯したので保安基準に適合している。
- (2) 追越合図灯（パッシング）を作動させたときに番号灯が点灯しなかったので保安基準に適合していない。
- (3) 灯光の色が淡黄色だったので保安基準に適合していない。
- (4) 番号灯を点灯させて夜間 30m の距離から自動車登録番号標の数字等が確認できたので保安基準に適合している。